

保険業法等の一部を改正する法律案要綱

保険会社における経営基盤の強化及び経営効率の向上を図り、保険契約者等の保護を的確に行うため、子会社の業務範囲、保険契約の移転等に関する規制の緩和、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の期限延長等を行う必要がある。このため、保険業法その他の関係法律の整備を行うこととする。

一 保険業法の一部改正（第1条関係）

1. 子会社に関する業務範囲規制の特例

子会社対象会社以外の会社を子会社としている保険業を行う外国の会社を保険会社が子会社とする場合には、子会社業務範囲規制を適用しないこととする。ただし、当該保険会社は、原則として当該会社が子会社となった日から五年を経過する日までに当該会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならないこととする。（保険業法第106条関係）

2. 保険契約の移転に関する規制の見直し

(1) 「保険契約の移転は、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括してしなければならない」との規制を撤廃することとする。

（保険業法第135条関係）

(2) 保険契約の移転時の異議申立手続に際しては、移転対象契約者に対し、移転契約の要旨等を通知しなければならないこととする。加えて、異議の成立要件について、移転対象契約者の総数及び移転対象契約者の保険契約に係る債権の総額のそれぞれ10分の1（保険契約の全部に係る保険契約の移転については5分の1）とすることとする。

（保険業法第137条第1項・第3項関係）

(3) 保険契約の移転をしようとする会社（移転会社）は、保険契約の移転に係る内閣総理大臣の認可を受けた場合において、異議申立期間中に異議を述べ、かつ、保険契約が移転することとなる場合には解約する旨を申し入れた移転対象契約者に対し、保険契約の移転の前日までに、被保険者のために積み立てた金額等を払い戻さなければならないこととする。

（保険業法第137条第5項関係）

(4) 移転会社は、保険契約の移転に係る株主総会等決議後に移転対象となる契約を締結するときは、当該契約を締結する者に対し、移転契約の要旨等を通知するとともに、移転先会社の保険契約者となることについて承諾を得なければならないこととし、移転手続中は、移転対象となる契約と同種の保険契約を締結してはならないとの規制を撤廃することとする。

（保険業法第138条関係）

- (5) 保険業を営む株式会社が、会社分割によりその保険契約を承継させる場合にも、上記(1)～(4)と同様の措置を講じることとする。

(保険業法第173条の2～第173条の8関係)

3. 保険募集の再委託制度の導入

保険募集の再委託について、以下のいずれにも該当する場合において、当該再委託をする者及びその所属保険会社等が、あらかじめ、再委託に係る事項の定めを含む委託に係る契約の締結について、内閣総理大臣の認可を受けて、行うことができることとする。

- ① 保険募集再委託者が保険会社又は外国保険会社等であって、その所属保険会社等と内閣府令で定める密接な関係を有する者であること。
- ② 再委託を受ける者が、保険募集再委託者の生命保険募集人又は損害保険募集人であること。
- ③ 保険募集再委託者が、再委託について、所属保険会社等の許諾を得ていること。

(保険業法第275条第3項～第5項関係)

4. 生命保険契約者保護機構に対する政府補助の期限の延長

平成24年3月末までに破綻した場合の生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関しては政府補助の特例措置が設けられており、当該政府補助の特例措置を5年間延長することとする。(平成24年4月から平成29年3月末までの破綻に対応) (保険業法附則第1条の2の14第1項関係)

5. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 保険業法等の一部を改正する法律の一部改正 (第2条関係)

1. 少額短期保険業者に関する経過措置の延長

平成25年3月までとされている少額短期保険業者が引受け可能な保険金額に関する特例について、保険契約の締結の時点及び保険の種類に応じて政令で定めることとした上で、その期間を5年間延長することとする。

(保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)附則第16条関係)

2. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部改正 (第3条関係)

特定保険業者による保険契約の移転等について、所要の規定の整備を行

うこととする。

(保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項・第2項関係)

四 その他

1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、次に掲げるものは、それぞれ定める日とすることとする。

- ① 生命保険契約者保護機構に対する政府補助の期限の延長 公布の日
- ② 子会社に関する業務範囲の特例、保険契約の移転手続中の契約等に係る規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日
- ③ 少額短期保険業者に関する経過措置の延長 平成25年4月1日
(附則第1条関係)

2. その他所要の経過措置等を定めることとする。